

## 議題 1 に関する質問事項

- ・ ビッグデータの活用は、地域を超えてなされる。自治体が保有するデータ活用のルール整備は、全国で統合的になされるべきと考える。総務省も同様の認識と理解しているが、それでよいか。
- ・ 自治体が保有するデータ活用につき、既に 500 近い自治体で条例改正が予定されている。これまでのところ、自治体でのルール整備は、内容面で統合的になされている、またはなされる見通しか。
- ・ 今後さらに自治体での条例改正を推進しようとするのか。仮に、さらに推進しようとするのであれば、すべての自治体での統合的なルール整備は、いつまでに完了する見込みか。
- ・ 地方自治体の先進事例はもとより、国においても非識別加工情報についての提供実績がなく、事例の蓄積が皆無であるため、データ活用に関する現行ルール（行政機関個人情報保護法等、及び地方自治体向けのガイドライン）が妥当であるのかどうかは、まだ評価できない段階と認識。現段階でこれ以上、ガイドラインに基づく条例改正を進めることが妥当と考える理由は何か。
- ・ 現行ルールの検証はいつどのように行うのか。
- ・ 今後、検証を踏まえ、またさらに今後の情勢変更などに応じて、ガイドラインを改定することはありうるか。
- ・ ガイドラインが改定された場合、すでに条例を制定している自治体で、どの程度迅速に条例改正が見込まれるのか。
- ・ 自治体ごとの条例の内容に不整合が生じる可能性、制定のタイミングのばらつきが生じる可能性が皆無とは考えられない。総務省として、こうした可能性をどのように防止しようとしているのか。
- ・ 仮に、不整合・ばらつきが実際に生じた場合に、統合的なルール整備の観点で、総務省として、どのように支障を解決するのか。
- ・ データ活用のルールにつき、自治体がそれぞれ条例で対応するのではなく、立法措置を検討すべきと考えるが、立法措置の検討はいつどのように行うのか。